



与那国町ごみ処理施設の完成について



令和3年7月30日に行われた落成記念式典。(左から、パシフィックコンサルタンツ(株) 塘沖縄支社長、与那国町議会 崎元副議長、外間与那国町長(当時)、小野沖縄防衛局長、(株)アクトリー 水越代表取締役社長)

目次	CONTENTS
与那国町ごみ処理施設の完成について・・・1、2	特別優秀工事等顕彰及び優秀工事等顕彰について・・・6
牧港補給地区(国道58号沿い(ランドリー工場地区))の返還について・・・2	県内企業の工事受注機会確保と令和2年度建設工事契約実績・・・6
幹部職員の紹介・・・3	令和3年版防衛白書の刊行・・・7
小型無人機等飛行禁止法関係・・・4	合衆国軍隊等の行為等により被害を受けられた方へ・・・7
普天間飛行場代替施設建設事業の進捗状況・・・5	令和4年度概算要求における沖縄関係経費・・・8

与那国町ごみ処理施設の完成について

令和 3 年 7 月 30 日、与那国町ごみ処理施設の落成式が行われ、外間与那国町長(当時)をはじめ関係者の方々が出席し、施設の完成を祝いました。

本施設は、与那国町及び与那国駐屯地から排出される廃棄物を継続的かつ安定的に受け入れ処分するため、与那国町が防衛省の防衛施設周辺整備助成事業(補助額約 21 億円)を活用し新たに整備したものです。

当局といたしましては、地域住民の皆様方の生活と防衛施設との調和を図ることが何よりも重要であると認識しており、今後とも防衛施設周辺の皆様方の生活の安定及び福祉の向上に寄与するための各種施策の実施に取り組んでまいります。



ごみ処理施設外観

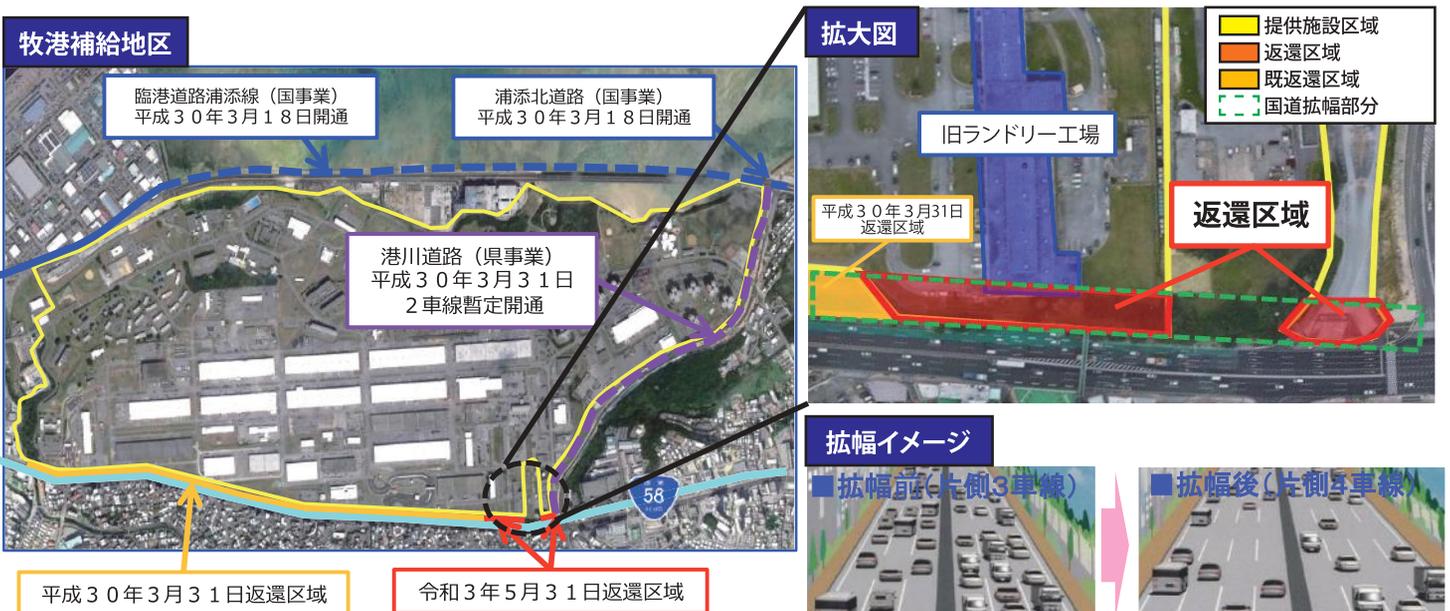


ごみピット・ごみクレーン

牧港補給地区(国道 58 号沿い(ランドリー工場地区))の返還について

国道 58 号沿いに隣接する牧港補給地区の土地については、道路拡幅用地として使用するため、2018(平成 30)年 3 月 31 日にその大部分(3 ヘクタール)が返還されましたが、さらにランドリー工場が所在する一部の土地の返還の必要がありました。このため、同工場等を別の場所に移設し、本年 5 月 31 日に返還が実現し、これをもって国道 58 号拡幅部分の全ての土地が返還されました。

長年の懸案である国道 58 号の交通環境の改善に更に寄与し、周辺地域の益々の発展が期待されます。



幹部職員の紹介

※撮影時のみマスクを外しています。

局長

おの いさお
小野 功雄



7月1日付で沖縄防衛局長を拝命しました小野です。防衛施設行政の最前線の責任者として、沖縄の皆様のお気持ちをしっかりと受け止めながら、630名余の職員と一緒に汗をかき、様々な課題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

また、コロナ禍の早期の終息を願いつつ、沖縄の文化に触れ、珍しい食べ物にも積極的にトライしていきたいと思います。

次長

みやざき じゅん
宮崎 順



7月1日付けで沖縄防衛局次長に着任しました宮崎です。沖縄の勤務は17年ぶりとなります。この間、本省の勤務を通じ沖縄県内の提供施設の返還、施設整備等に携わってきました。局次長という立場で地元沖縄の皆様のご意見に真摯に耳を傾けて、沖縄の様々な課題解決に資するよう仕事に取り組んでまいりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

次長

みやつ ともふみ
宮津 智文



7月1日付けで沖縄防衛局次長に着任しました宮津です。国土交通省からの出向で、これまでは主に国内外の港湾・空港整備に関わってきました。国内の勤務地は東京の他、西日本が多いのですが、沖縄は初めての勤務となります。当地でも皆様のお話をしっかりと伺いし、全力で職務に取り組んでまいります。どうぞよろしく宜しくお願いいたします。

調達部長

おおた せいじ
太田 誠二



7月1日付けで調達部長を拝命しました太田です。調達部の主な業務は、沖縄県内に所在する自衛隊及び米軍の施設の建設工事に係る調査・設計、工事監督・検査等を行うことですが、防衛施設の建設工事は、我が国の安全保障の基盤構築を支え、国民の平和と安全を守る自衛隊や米軍の任務達成に寄与するものであることを改めて意識し、業務に取り組んでまいります。どうぞよろしく申し上げます。

小型無人機等飛行禁止法関係

1) 小型無人機等飛行禁止法の概要

○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)第10条第1項の規定に基づき、防衛大臣が指定する対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300mの地域の上空においては、**※小型無人機等**の飛行が禁止されています。

※ 小型無人機等とは

① 小型無人機(いわゆる「ドローン」等)

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。

② 特定航空用機器(ハンググライダー、パラグライダー等)

航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの(高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。)



ただし、以下の表に掲げる場所においては、それぞれ以下に掲げる小型無人機等の飛行を行うことが可能です。

場所	可能な飛行
対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空 (レッド・ゾーン)	・対象防衛関係施設の管理者の同意を得た者が行う小型無人機等の飛行
対象防衛関係施設の敷地又は区域の周囲おおむね300メートルの地域の上空 (イエロー・ゾーン)	・対象防衛関係施設の管理者の同意を得た者が行う小型無人機等の飛行 ・土地の所有者若しくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行 ・国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

2) 対象防衛関係施設として指定された在沖米軍施設及び県内所在の自衛隊施設

(今年8月以降に対象防衛関係施設として指定された施設については、赤字で記載しています)

【告示図面一部抜粋】

海兵隊施設: **辺野古弾薬庫**、**キャンプ・コートニー**、**キャンプ・シュワブ**、**キャンプ・ハンセン**、**キャンプ瑞慶覧**、**普天間飛行場**

海軍施設: **ホワイト・ビーチ地区**、**天願棧橋**、**キャンプ・シールズ**

空軍施設: **嘉手納弾薬庫地区**、**嘉手納飛行場**

陸軍施設: **那覇港湾施設**

陸上自衛隊: **那覇駐屯地**

航空自衛隊: **那覇基地**、**与座岳分屯基地**、**宮古島分屯基地**



○ 在沖米軍対象防衛関係施設において、小型無人機等の飛行を行う場合の問い合わせ及び手続については、下記の連絡先にお問い合わせください。

★ **沖縄防衛局 企画部 地方調整課 連絡調整室 小型無人機等担当係**

【TEL】098-921-8131 (内線214・161) 【e-mail】 odb-drone-ok@ext.okinawa.rdb.mod.go.jp

※自衛隊施設周辺でのドローン飛行に関しては、各自衛隊施設までお問い合わせ願います。

○ 詳細については、防衛省ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

★ **防衛省ホームページ「小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について」**

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>



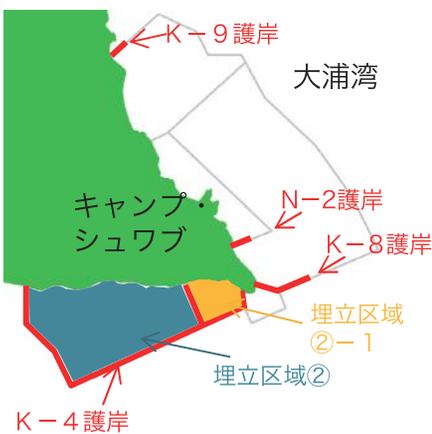
普天間飛行場代替施設建設事業について

キャンプ・シュワブにおける普天間飛行場代替施設建設事業につきましては、平成29年11月から辺野古側の護岸工事に着手し、平成30年12月に埋立工事に着手しました。本年4月には辺野古側の埋立工事が海水面から3.1m(一部護岸沿いは4.0m)まで陸地化し、8月には4.0mまでの埋立が完了しました。引き続き、4.0m以上の埋立工事を進めてまいります。また、8月27日からは、N-2護岸の工事に着手しています。

普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点は、市街地に位置し、住宅や学校で囲まれ、世界で最も危険と言われる普天間飛行場の危険性の除去と返還です。当局としましては、今後とも、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため、引き続き、作業の安全に十分留意した上で、関係法令に基づき、自然環境や周辺住民の方々の生活環境に最大限配慮し、辺野古移設に向けた工事を進めてまいります。



(令和3年8月撮影)



(令和3年9月撮影)
N-2護岸 施工状況



(令和3年8月撮影)
N-2護岸 工事着手

環境監視等委員会(第32~33回)を開催



本年6月22日(第32回:WEB会議)及び8月10日(第33回:WEB会議)に「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会」を開催しました。同委員会ではレッドリストサンゴ類の生息状況などについて当局から説明を行い、質疑応答が行われました。

普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たっては、これまでも同委員会の指導・助言を踏まえ、適切な環境保全に努めてきたところであり、今後とも引き続き、同委員会の指導・助言を得ながら適切に進めてまいります。

特別優秀工事等顕彰及び優秀工事等顕彰について

防衛省では、地方防衛局等が発注する建設工事及び業務のうち、施工状況や実施状況等が特に優れているなど、他の模範とするにふさわしいものについて、特別優秀工事等として大臣官房施設監が顕彰する制度を平成29年に創設しました。第5回目となる今年度においては、沖縄防衛局から4件の工事及び1件の業務並びにその技術者を推薦したところ、全ての工事等が選定されました。

また、沖縄防衛局においても、成績評定点の高い工事及び業務の中から、目的物の出来形又は品質の優れているものであって、他の模範とするにふさわしいものを優秀工事等として顕彰しております。令和2年度に完成・完了した事案の中から、21件の工事及び5件の業務並びに25人の技術者を選定しました。

顕彰制度は、入札参加者の受注意欲を高め、建設工事及び業務目的物の品質確保を図る等、施設取得の円滑な推進に資することを目的としており、顕彰された実績は、総合評価方式等における企業の施工能力や技術者の能力の評価項目において加点することとしています。

今後とも当局が発注する工事及び業務の入札に積極的に参加していただきますようお願いいたします。

○特別優秀工事

工 事 名	受 注 者
シュワブ(H27)傾斜堤護岸新設工事(1工区)	戸田建設・不動テトラ・仲本工業JV
シュワブ(H27)傾斜堤護岸新設工事(2工区)	東洋建設・飛鳥建設・丸政工務店JV
シュワブ(H27)傾斜堤護岸新設工事(3工区)	鹿島建設・東亜建設工業・東開発JV
陸自与那国(30)運動施設新設土木その他工事	大日本土木㈱沖縄営業所

工 事 名	受 注 者
嘉手納(H30)保管庫新設建築工事	㈱南成建設
陸自宮古島(30)城辺宿舎新設土木工事	㈱奥浜組
ハンセン(H30)仮設進入路等整備工事(その2)	(有)山城建設
陸自石垣島(30)駐屯地造成工事(その2)	㈱南海土木
陸自石垣島(30)駐屯地造成工事(その3)	㈱沖縄土木
陸自石垣島(30)駐屯地造成工事(その4)	琉穂建設㈱
陸自石垣島(30)駐屯地造成工事(その5)	㈱大米建設
陸自石垣島(30)駐屯地造成工事(その6)	五洋建設・仲本工業JV
シュワブ(R元)隊舎(0514)新設土木工事	(有)玉城電気設備
ハンセン(H30)進入路造成工事	國場組・玉城電気設備JV
ハンセン(H30)仮設進入路等整備工事(その1)	(有)安護建設工業

○特別優秀業務

業 務 名	受 注 者
ハンセン(R元)隊舎(4009)等新設建築設計	㈱泉創建エンジニアリング沖縄支社

○優秀工事

工 事 名	受 注 者
陸自宮古島(30)訓練場地区整備場等新設建築工事	㈱大米建設
陸自宮古島(30)訓練場地区造成工事(その2)	飛鳥建設・太名嘉組JV
陸自宮古島(30)訓練場地区保管庫新設土木その他工事(その1)	鴻池組・奥浜組JV
空自那覇(元)滑走路管路土木追加工事	國場組・安岡建設JV
空自那覇(H29)管理棟等新設電気工事	三栄電気工業㈱九州支店
陸自宮古島(30)城辺宿舎新設建築工事	㈱福地組
ハンセン(H30)仮設進入路等整備工事(その3)	大寛組・大和緑建JV
陸自那覇(30)保管庫新設土木工事	㈱北勝建設
空自那覇(元)局舎空調設備整備工事	三栄工業㈱
嘉手納(30)雨水排水施設(577)整備土木追加工事	戸田建設・丸政工務店JV

○優秀業務

業 務 名	受 注 者
陸自石垣島(30)駐屯地環境モニタリング調査業務	日本工営㈱沖縄支店
空自那覇(30)土木工事監理業務	中電技術コンサルタント㈱九州営業所
陸自与那国(30)土木その他工事監理業務	㈱協和コンサルタンツ沖縄営業所
陸自石垣島(30)駐屯地土木工事監理業務	㈱協和コンサルタンツ沖縄営業所
沖縄基地隊(元)津波対策調査	㈱南土木設計

県内企業の工事受注機会確保と令和2年度建設工事契約実績

沖縄防衛局が発注する建設工事は、原則として一般競争入札によることとし、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮する総合評価落札方式を適用しています。また、県内企業の受注機会拡大の施策として、一定額未満の建設工事について地域評価型の総合評価落札方式を採用し、地産品の使用状況や地元企業の採用状況などの地域貢献度を評価項目とするほか、分離・分割発注の検討、競争参加資格の緩和、地域優良企業活用JV、複数工事の一括審査及び国の工事成績に加え地方公共団体の工事成績も評価するなどの施策を実施しているところです。

当局の令和2年度における建設工事契約実績は、総契約件数88件、総契約金額約473億円でした。このうち、県内企業の契約実績は、件数で79件、金額で約255億円、全体に占める割合は、件数で約90%、金額で約54%となっています。また、令和2年度の県内企業の入札参加総数は、延べ673社(工事1件あたり平均約7.6社)でした。

なお、令和2年度の県内企業の受注率は、前年度と比較して同程度となっており、引き続き、関係法令の枠組みの中で県内企業の工事受注機会確保に努めて参ります。

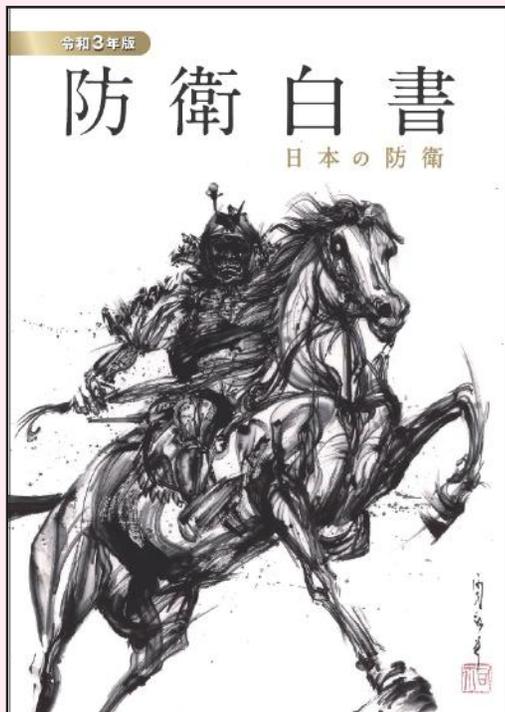
県内企業の皆様の積極的な入札参加をお待ちしています。

(参考) 過去3年間における建設工事受注実績

	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	県内企業	県外企業	計	県内企業	県外企業	計	県内企業	県外企業	計	
契約件数	総契約件数(件数)	120	19	139	77	8	85	79	9	88
	県内企業の受注率	86%			91%			90%		
契約金額	総契約額(億円)	424	239	663	289	232	521	255	218	473
	県内企業の受注率	64%			55%			54%		

注：1. 県内企業を含む建設共同企業体の契約件数は県内企業に含み、県外企業のみ建設共同企業体の契約件数は県外企業に含み。建設共同企業体の契約金額は県内企業・県外企業の出資比率で按分。
2. 計数は、当初契約額によるものである。また、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

令和3年版防衛白書の刊行



令和3年版防衛白書は、できる限り多くの皆さまに、できる限り平易な形で、我が国防衛の現状とその課題及びその取組について周知を図るため、様々な工夫を凝らしており、令和3年版で刊行51回目となりました。

表紙の作画は、福井県や福岡県を基盤に活躍する黒絵アーティストの西元祐貴氏に依頼し、躍動的かつ重厚感のある騎馬武者により防衛省・自衛隊の「力強さ」、我が国の「強固な防衛意思」を表現しました。

令和3年版防衛白書においては、豪雨や台風などにかかる災害派遣活動、新型コロナウイルス感染症に対する取組、日米防衛相会談などを通じた日米同盟による抑止力・対処力の強化、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向けた取組、海警法の問題を含む中国の動向や、競争が一層顕在化している米中関係など重要な防衛省・自衛隊の活動や国際情勢を、白書本文のみならず、巻頭特集や「コラム」を一層充実させ、多面的に紹介しております。

また、白書の内容に関連した動画を令和2年版防衛白書から倍増させ、読者が紙面を読み進めながら、スマートフォンなどで即時再生が可能なQRコードを配置し、さらに、持ち運びやすさや使いやすさの観点から、資料編をオンライン化し、本冊のスリム化・軽量化を図っております。

防衛白書は官報販売所や一般の書店等で販売されているほか、防衛省ホームページには、防衛白書の本冊、本冊の英語版及び外国語ダイジェスト版が掲載されております。 (<https://www.mod.go.jp/>)

合衆国軍隊等の行為等により被害を受けられた方へ

当局では、日米地位協定に基づき、合衆国軍隊等の行為等により、当局管内で事故や事件で被害を受けられた方々への損害賠償業務を行っております。

- 米軍等の行為が**公務執行中**の場合(日米地位協定第18条5項)
 - ・被害を受けた損害額を**日本国政府**が支払います。
 - ・損害賠償金を請求できる期間は、事故が発生したときから**3年間(人身被害については5年間)**です。
- 米軍等の行為が**公務執行外**の場合(日米地位協定第18条6項)
 - ・原則として、一般の日本人同士の交通事故での保険解決のように、直接、加害者との間で示談解決する(※)こととなりますが、**示談による解決が困難な場合**には、加害者に代わって合衆国政府が補償金の額を決定して支払います。
 - ・補償金を請求できる期間は、事故が発生したときから**2年間**です。

※米軍人・軍属が運転する私有車両(Yナンバー等)との交通事故の場合は、相手が加入している任意自動車保険の保険会社名・保険番号などを確認して、まずは、相手方の保険会社等へお問い合わせください。

【被害を受けられた方は、事故等発生後、お早めに下記の担当部署までご連絡ください】

沖縄防衛局 管理部 業務課 事故補償係
電話：098-921-8131 内線 412 ～ 415
住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290 番地 9

令和 4 年度概算要求における沖縄関係経費

(単位：億円、%)

事 項	令和 3 年度 予 算 額	令和 4 年度 概算要求額	対前年度 増△減額	対前年度 伸 率
1. 基地周辺対策経費	< 268 > 247	< 300 > 302	< 32 > 55	< 12.1 > 22.2
住宅防音	< 120 > 122	< 126 > 128	< 6 > 6	< 5.1 > 5.1
周辺環境整備	< 148 > 125	< 174 > 174	< 26 > 49	< 17.7 > 38.9
2. 補償経費等	< 1,056 > 1,081	< 1,104 > 1,080	< 48 > △ 1	< 4.6 > △ 0.1
(1) 施設の借料	1,037	1,050	13	1.2
土地等の借料	1,030	1,040	10	1.0
その他(道路使用等)	7	10	3	36
(2) 漁業補償	12	12	△ 0	△ 3.9
(3) その他の補償等	< 6 > 31	< 42 > 18	< 36 > △ 13	< 6.7倍 > △ 41.8
3. 基地従業員関係	493	493	0	0.1
4. 提供施設の整備	< 49 > 57	< 91 > 60	< 42 > 3	< 85.5 > 5.3
合 計	< 1,865 > 1,877	< 1,988 > 1,935	< 123 > 58	< 6.6 > 3.1

注：1 上段<>内は、契約ベースです。

2 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがあります。



ハイスイクン

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。
 連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9 沖縄防衛局総務部報道室
 メールアドレス：houdou-ok@okinawa.rdb.mod.go.jp